



福県医発第1537号（地）

平成23年 9月27日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻 一 良

（公 印 省 略）

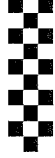
「フィブリノゲン製剤投与に係る診療録等の精査のお願い」通知の
別添文書の差し替えについて（お願い）

平成23年9月24日付け福県医発第1500号（地）（平成23年9月13日付日医発第547号（地I150）にて貴会宛にご連絡申し上げておりました標記通知につきまして、別添文書の「フィブリノゲン製剤の投与事実が判明していない医療機関向け」の協力依頼文書に、「フィブリノゲン製剤の投与事実が判明している医療機関向け」の協力依頼文書が誤って添付されていた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、改めて「フィブリノゲン製剤の投与事実が判明していない医療機関向け」の協力依頼文書をお送りいたしますので、差し替えていただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽



(地 I 154F)

平成 23 年 9 月 26 日

都道府県医師会事務局長 殿

日本医師会地域医療第 1 課長

平成 23 年 9 月 13 日付日医発第 547 号（地 I 150）通知の
別添文書の差し替えについてのお願い

先般、平成 23 年 9 月 13 日付日医発第 547 号（地 I 150）により、貴会にお送りいたしました「フィブリノゲン製剤投与に係る診療録等の精査のお願いについて」につきまして、厚生労働省より本会宛に送付された別添文書に誤りがあり、本会より貴会宛に対してもその誤ったものをお送りいたしました。お詫び申し上げます。

別添文書の「フィブリノゲン製剤の投与事実が判明していない医療機関向け」の協力依頼文書につきまして、「フィブリノゲン製剤の投与事実が判明している医療機関向け」の協力依頼文書が誤って添付されておりました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐れ入りますが、改めて「フィブリノゲン製剤の投与事実が判明していない医療機関向け」の協力依頼文書をお送りいたしますので、差し替えていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、回答返送期限につきましては、厚生労働省より本会への通知の送付が 8 月 10 日付であるにもかかわらず、9 月に入ってからであったことから、返送が期日を越えてもかまわない旨、担当課に確認をしておりますことを改めて申し添えます。

フィブリノゲン製剤の投与事実が判明していない
医療機関向け

平成 23 年 8 月 10 日

各医療機関の長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課

フィブリノゲン製剤投与に係る診療録等の精査のお願い
(協力依頼)

日頃から、厚生労働行政に多大な御協力を賜り、誠に有難うございます。

また、平成 19 年、平成 21 及び平成 22 年に実施したフィブリノゲン製剤を投与された元患者の方々に対する情報提供や診療録等の保管状況に関する調査に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、フィブリノゲン製剤を投与された元患者の方へのお知らせを進めるため、平成 20 年度は 46、平成 21 年度は 15、そして平成 22 年度は 34 の政府系医療機関に対して、厚生労働省職員による訪問調査を実施したところです。平成 22 年度の訪問調査の結果は、本年 6 月 27 日に公表いたしました。つきましては、この調査結果を別添のとおり送付いたしますので、貴医療機関における確認作業の御参考にしていただきますようお願いいたします。

さて、これまで実施してきたフィブリノゲン製剤に係る文書による調査ですが、本年も、改めて各医療機関での状況を確認させていただくべく、調査を実施することといたしました。

貴医療機関におかれましては、平成 6 年以前の診療録等の記録、特に医局や手術室の棚等に診療録とは別に保管されている手術記録等がないか改めて御確認を御願います。これらの記録の精査を通して、新たな記録が判明した場合、新たに投与の事実が確認された場合には、元患者又は御遺族の方にお知らせいただくとともに、その結果を調査票 A に御記入の上、平成 23 年 9 月 22 日までに郵送又は FAX 又はて当課宛に御回答いただきますようお願い申し上げます。(これまで御報告いただいた内容から変更がない場合は回答不要です)

フィブリノゲン製剤を投与された元患者の方及びご遺族の方にとりましては、診療録等の投与に関する記録は、肝炎の早期発見・早期治療や特別措置法に基づく給付金の支給につながる重要な情報です。貴医療機関におかれましては、当該診療録等の記録については、当分の間、廃棄せずに保管いただくとともに、元患者の方からの問い合わせに適切に御対応いただきますよう、よろしく御協力方お願い申し上げます。

なお、診療録等の精査の実施につきましては、薬害肝炎弁護団が、医療機関からの要請に基づいて精査に協力した事例がございました。診療録等の確認作業の御参考にして

いただきますよう、お願いいたします。

【参考】

- (1) 平成22年度の政府系医療機関に対する訪問調査の結果（平成23年6月27日公表）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001giek.html>

- (2) 特別措置法に基づく給付金について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/01/tp0118-1.html>

（調査票の送付先、不明な点のお問い合わせ先）

厚生労働省医薬食品局血液対策課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：0120-509-002

9：30から18：00まで（土・日・祝日を除く。）

FAX：03-3507-9064